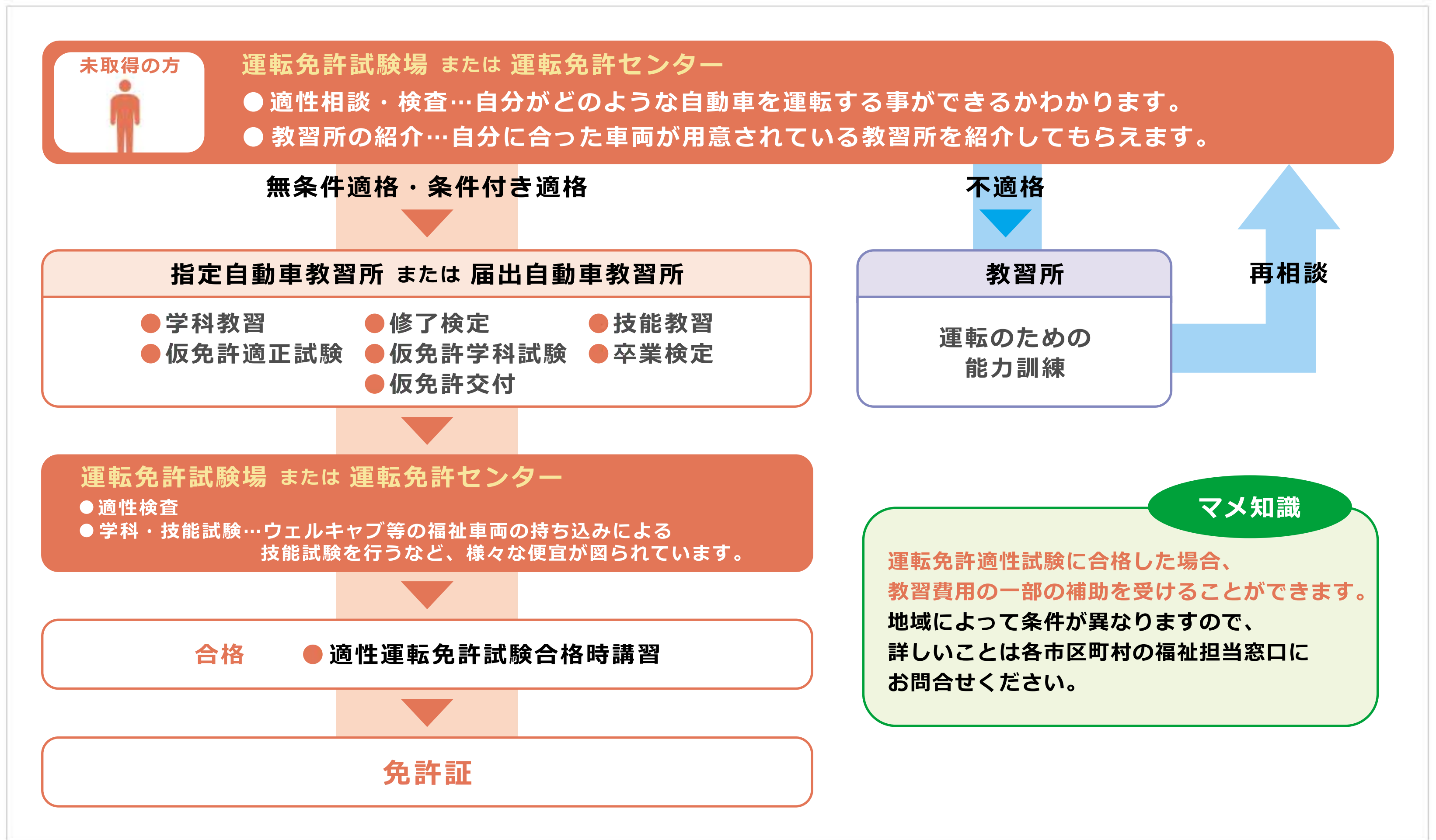


お身体の不自由な方の運転免許制度について

免許取得方法（免許未取得の方の場合）



免許取得後にお身体に障害を負った場合

運転免許取得者がなんらかの理由でお身体に障害を有した場合、運転免許試験場または運転免許センターで臨時適性検査を受ける必要があります。検査の結果は次の3つに分けられます。

1. 無条件適格 それ以前と同様に運転可能です。
2. 条件付き適格 条件付き運転免許となり、その条件に合った車であれば運転可能です。
3. 不適格 新規取得と同様にリハビリや練習後に改めて適性検査を受ける必要があります。

免許取得が難しいケースについて

以下に該当する場合、運転免許の取得が難しい場合があります(道路交通法90条)。

*障害や病状によって様々なケースがございますので、事前に病院にてご確認ください。

- A. 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの 例) 統合失調症
- B. 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの 例) てんかん・再発性失神・無自覚性の低血糖症
- C. AまたはBに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの 例) そううつ病・重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

運転免許の無料教習について

以下全ての条件を満たす場合、運転免許教習料が無料となる場合があります。(地方自治体によって異なります)

就職するために自動車運転免許の取得を希望するお身体の不自由な方で

1. 公共職業安定所に求職登録している。
2. 運転免許試験会場の運転適正検査に合格している。
3. 身体障害者運転能力開発訓練センターに入所が認められている。

お身体の不自由な方の運転免許制度に関するQ&A

Q.お身体の不自由な方が運転免許を取るには、まずはどうすればいいの？

A. 都道府県警察の運転免許試験場に設けられている運転適性相談窓口に行き、免許の取得を希望します。免許取得が可能か不可能かを判断するために適性相談および検査をおこない、適格な車両がどのようなクルマなのか、その車両が用意されている教習所はどこなのかなどを紹介してくれます。

Q.お身体の不自由な方が運転免許を取得するときに、どんな補助が受けられるの？

A. お身体の不自由な方が運転免許を取得するための費用を、貸付または助成する制度があります。額面は所得等により設定されます。貸付の場合は年率を確認してください。その他無料教習や、自治体によって異なる教習費用の一部補助等があります。

Q.自分の車を持ち込んで技能試験を受けることは可能ですか？

A. 可能です。
但し、その車が標準試験車の規格未満の普通車の場合は、免許取得後に運転できる車両は、長さ4.7m以下、幅1.7m以下の車両に限られます。